# 府令・省令

## ○内閣府令第七号
## 厚生労働省令第七号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、独立行政法人国立健康・栄養研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十二年十一月二十六日

内閣総理大臣　菅　直人
厚生労働大臣　細川　律夫

### 独立行政法人国立健康・栄養研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する命令の一部を改正する命令

独立行政法人国立健康・栄養研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する命令（平成十三年厚生労働省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「独立行政法人国立健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）」を「研究所に係る通則法」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（通則法第八条第三項の主務省令で定める重要な財産）

**第一条**　独立行政法人国立健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項の主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他厚生労働大臣が定める財産とする。

第九条の次に次の二条を加える。

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

**第九条の二**　厚生労働大臣は、研究所が通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

（対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等）

**第九条の三**　厚生労働大臣は、研究所が業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

第十三条の見出しを「（通則法第四十八条第一項の主務省令で定める重要な財産）」に改める。

第十四条の見出しを「（通則法第四十八条第一項の主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請）」に改める。

**附　則**

この命令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

## ○内閣府令第八号
## 農林水産省令第八号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第八条第三項、第二十八条第二項及び第五十条の規定に基づき、独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営並びに財務及び会計に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十二年十一月二十六日

内閣総理大臣　菅　直人
農林水産大臣　鹿野　道彦

### 独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営並びに財務及び会計に関する命令の一部を改正する命令

独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営並びに財務及び会計に関する命令（平成十五年内閣府令第十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条を第二十条とする。

第十六条の見出しを「（通則法第四十八条第一項に規定する主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請）」に改め、同条を第十九条とする。

第十五条の見出しを「（通則法第四十八条第一項に規定する主務省令で定める重要な財産）」に改め、同条を第十八条とする。

第十四条を第十七条とし、第十条から第十三条までを三条ずつ繰り下げる。

第九条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

**第十一条**　内閣総理大臣（貸付業務等に関する事項については、内閣総理大臣及び農林水産大臣）は、協会が通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

（対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等）

**第十二条**　内閣総理大臣（貸付業務等に関する事項については、内閣総理大臣及び農林水産大臣）は、協会が業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

第八条第三項中「第十条」を「第十三条」に改め、同条を第九条とする。

第七条を第八条とし、第三条から第六条までを一条ずつ繰り下げる。

第二条第一項中「貸付業務に係る財務及び会計に関する事項並びに貸付業務等に関する事項（以下「貸付業務等に関する事項」という。）」を「貸付業務等に関する事項」に改め、同条を第三条とする。

第一条中「独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）」を「協会」に、「独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）」を「通則法」に改め、同条第一号中「独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成十四年法律第百三十二号。以下「協会法」という。）」を「協会法」に改め、同条第三号中「第十一条第二号」を「第十一条第三号」に改め、同条第四号中「第十一条第四号」を「第十一条第四号」に改め、同条第五号中「第十一条第五号」に改め、同条第六号中「協会法第十一条第五号に規定する貸付業務（以下「貸付業務」という。）」を「貸付業務」に改め、同条を第二条とし、第一条として次の一条を加える。

（通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

**第一条**　独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他内閣総理大臣（独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成十四年法律第百三十二号。以下「協会法」という。）第十一条第六号に規定する貸付業務（以下「貸付業務」という。）に係る財務及び会計に関する事項並びに貸付業務等に関する事項（以下「貸付業務等」という。）については、内閣総理大臣及び農林水産大臣）が定める財産とする。

**附　則**

この命令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。